

多摩泌尿器科医会 規約

第1条 (名称)

本会は多摩泌尿器科医会と称する。

第2条 (目的)

本会は三多摩およびその近隣の泌尿器科医師が親睦を計り、泌尿器科学を中心とする医学の学習・研究を行い、かつ地域住民の泌尿器科疾患に関する啓発活動に取り組み、もって地域ならびに国民の医療に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

- 1) 臨床症例検討会を年2回以上開催し、症例の検討、講演会等を行う。
- 2) 治療方法の研究を行う。治療方法の研究組織は、関連組織と位置づける。
- 3) 泌尿器科疾患に関する啓発活動として、市民公開講座などを行う
- 4) 医療従事者（コメディカル）に対する泌尿器科関連の教育等を行う。
- 5) 会誌（多摩泌尿器科医会雑誌）の発行。
- 6) その他、目的を達成するための事業。

第4条 (会員)

- 1) 本会に名誉会員をおくことが出来る。名誉会員は幹事会が推薦する。
- 2) 本会は、本会の目的に賛同する施設会員と賛助会員をもって構成する。施設会員と賛助会員は、幹事会が推薦する。
- 3) 賛助会員は本会の年会費を連続2年間未納の場合、3年目に事務局から連絡通知の上、退会とみなす。

第5条 (運営)

本会の運営方針は幹事会で討議する。会務は会長が執行する。幹事会は年1回以上開催する。

第6条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- 1) 会長（1名）：幹事会の推薦により定め、本会を代表し会務を執行する。
- 2) 副会長（1名）：会長を補佐し、本会の円滑な運営を計る。
- 3) 幹事（若干名）：本会の運営を討議する。
- 4) 監事（2名）：幹事の中から幹事会で決定し、本会の会計を監査する。

第7条 (会計)

本会の会計は、会費、寄付金、その他をもって当てる。年会費は別に定める。会計年度は1月1日から12月31日とし、翌年度の1～3月の間に行われる総会で会計報告を行う。

第8条 (事務局)

本会の事務局は会長の施設に置く。

第9条 (規約改正)

本会の規約の改正は幹事会で討議する。

第10条 (実施)

本会の規約は1995年1月より発効する。

付則

第1条 (年会費)

年会費は施設会員会費5,000円、賛助会員会費50,000円とする。

第2条 (市民講座など)

本文第3条(事業)として、市民・医療従事者を対象とする市民公開講座・講習会・講演会などの事業(第3条3)4))について、「主催」「共催」「後援」の区別を設け、各々以下の基準に基づいて行う。

- 1) 主催と共催については、幹事会で企画立案を行う。
- 2) 後援については、主催組織が企画立案した計画書を事前に幹事会で審議する。
- 3) 主催、共催、後援した事業については多摩泌尿器科医会雑誌に記録する。

第3条 (関連組織)

多摩地区内、あるいは多摩地区を中心とする地域で、主として多摩泌尿器科医会員が関与し、かつその組織が多摩泌尿器科医会との連携の下に活動することを希望する組織を関連組織とする。関連組織については、その活動計画・実績などを幹事会に報告し、了承を得るものとする。治療研究の実施・コメディカルに対する継続的教育活動などを、関連組織で行う事が出来る。関連組織の活動実績は多摩泌尿器科医会雑誌に記録する事が出来る。

第4条 (賛助会員)

賛助会員は以下の特典を有する。

- 1) 多摩泌尿器科医会が発行する会誌、会員名簿の配布を受けることができる。
- 2) 賛助会員が団体である場合、団体が開催する学術講演会等に於いて多摩泌尿器科医会に共催または後援の申請を行うことができる。

1995年1月制定

2007年1月改訂

2016年3月改訂

2019年1月改訂